

令和8年度フランスからの福利厚生旅行誘致促進委託業務 業務仕様書

1 業務の目的

フランス企業等の福利厚生旅行は旅行費用に対して国からの補助があることから、比較的安価で旅行することができ、旅先での観光消費額が高いと言われている。またツアーの催行率が高い特徴があり、一度造成されると複数年にわたる継続したツアーの催行が期待できるなど複数のメリットがある。

本業務ではフランス現地での観光セミナーや、ファムトリップといったプロモーションを実施し、三重県を行程に含むフランス企業等の福利厚生旅行のさらなる誘致を目的とする。

2 契約期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務内容

(1) フランス現地における観光セミナーの実施

フランス市場において比較的高い観光消費額を期待でき、かつ継続したツアーの催行が見込めるフランス企業等の福利厚生旅行の誘致を目的として、ツアー造成に効果的である関係者を対象に三重県ならではの魅力ある自然や歴史・文化、体験コンテンツ等を紹介する観光セミナーを実施すること。

- 開催場所はフランス・パリとフランス国内のその他の都市とし、現地での観光セミナーを2回以上実施すること。
- 観光セミナーには、少なくともフランス企業等の福利厚生旅行催行決定権者等を各イベント7名以上参加させること。
- 観光セミナーでは三重県を紹介するプレゼンテーションの時間を設けるとともに、その際に使用するプレゼンテーション資料等を作成すること。
- プログラム、会場レイアウト、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等を作成し、必要に応じて日仏語訳を実施すること。
- 観光セミナーの開催に適した会場を確保するとともに司会、受付等の運営スタッフ、備品（パソコン、プロジェクター、カメラ等）等の手配を行うこと。なお、司会及びプレゼンテーションは、フランス語で実施すること。
- 三重県への誘客促進を目的に観光セミナー内では三重県産の食品や工芸品等、三重県を想起できるものを提供すること。
- 観光セミナーの開催にあたっては、在仏在外公館やJNTOパリ事務所等、連携することでより高い効果が得られると考えられるフランス現地日本関係機関に対して、観光セミナー開催に関する協力依頼を行うこと。また、協力依頼にかかる調整状況は、随時三重県へ報告すること。
- 観光セミナー参加者に対し、セミナーの評価や改善点等を把握するためのアンケートを実施し、結果を取りまとめて三重県に提出すること。

(2) ファムトリップの実施

(1) の各イベントの参加者を含めた三重県を行程に含むツアーの催行に意欲的な関係者を対象としたファムトリップを実施し、三重県に滞在・周遊するツアーの造成・販売・催行を働きかけること。

- ファムトリップはフランス企業等の福利厚生旅行催行決定権者等を6社（6名）以上選定して招請すること。招請は2回以上にわけて招請しても構わない。
- ファムトリップは（1）で作成するプレゼンテーション資料に記載する観光コンテンツ等を基にして行程を組み、本県内で3泊4日程度滞在する行程で実施すること。
- ファムトリップには受託者と全国通訳案内士相当の技能がある者が同行し、行程管理等を行うこと。
- ファムトリップ中、受託者は被招請者から適宜意見を聴取するとともに、ファムトリップ実施後に被招請者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。また、被招請者の意見・感想等を取りまとめて三重県に提出すること。なお、アンケート項目・内容は、事前に三重県と協議したうえで最終決定するものとする。
- 取りまとめたアンケート結果を各コンテンツ提供者へフィードバックし、各コンテンツ提供者がコンテンツの改善に努められるようにすること。
- 招請者に対し、旅行商品の造成や販売に繋がるよう働きかけること。

(3) その他

- (1) から (2) の業務以外に効果的であると考えられる取組があれば、予算の範囲内で実施すること。
- 10月末と事業終了時にその時点での市場動向や本事業の実施結果等をふまえ、今後のフランス企業等における福利厚生旅行誘致に向けた取組の示唆や三重県への送客状況等を報告すること。

4 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに下記の提出物を電子データで提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ア 上記「2 業務内容」(1) から (3) の実施内容・成果
- イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和9年3月19日（金）

(3) 納品場所 三重県観光部海外誘客課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 その他

(1) 業務実施の条件

受託者は、業務委託の実施に当たってこの仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。

受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 発注所属に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 契約締結権者は、受注者がア(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(6) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いは、必要に応じて前金払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによる。

(7) 個人情報の取り扱いについて

個人情報の適切な管理のために、契約書別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(8) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・ワード・エクセル形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

(9) 障がいを理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

7 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 赤塚、礪田

電 話 : 059-224-2974

ファクシミリ : 059-224-2801

Email : inbound@pref.mie.lg.jp

以 上